

大川市議会第4回定例会会議録

令和6年9月20日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	永尾学	8番	龍誠一
2番	宮崎貴仁	9番	内藤栄治
3番	古賀寿典	10番	川野栄美子
4番	馬淵清博	11番	遠藤博昭
5番	永島幸夫	12番	永島守
6番	宮崎稔子	13番	平木一朗
7番	西田学		

欠席議員

14番	箴島かおる
-----	-------

2. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	倉重良一
統括副市長	橋本浩一
特命副市長 (兼)大川の駅整備振興課長	森寿貴
教育長	内藤妙子
会計管理課長 (兼)会計課長 (兼)税務課長	川野文裕
人事秘書課長 (併)監査事務局長	仁田原敏雄
総務課長 (併)選挙管理委員会事務局長	田中準一
企画課長	野中貴光
学校教育課長	添田宗孝

3. 本議会の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	西	原	真
議 会 事 務 局 書 記	古	賀	直
議 会 事 務 局 書 記	松	家	奈 美 子
議 会 事 務 局 書 記	高	口	絵 美

4. 付議事件

1. 継続事件の懲罰特別委員長報告

(永島幸夫議員に対する懲罰動議)

1. 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

1. 委 員 長 報 告

1. 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

1. 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

1. 閉 会 の 宣 告

午前9時30分 開議

○議長（遠藤博昭君）

おはようございます。各位の御参集、感謝申し上げます。

ここで御報告申し上げます。箴島かおる議員から欠席の届けが提出されておりますので、御報告いたします。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

まず、この際、御報告いたします。

本日、橋本副市長から、9月5日の本会議の一般質問での答弁に関して発言の申出がっておりますので、これを許可いたします。橋本副市長。

○副市長（橋本浩一君）

おはようございます。9月5日、龍誠一議員の一般質問答弁について、1点補足をさせていただきます。

内容としましては、道の駅の場所を大野島に決定した経過を説明する中で、私は植木市長

時代から場所の検討の中に大野島が含まれていたと取れる発言をいたしました。植木市長時代は、新たに幹線道路となった国道442号等のバイパス沿線の利活用を図る目的で検討するよう関係各課への指示がされたものでありますので、大野島を候補地に含めて検討を始めたのは鳩山市長就任後でありますので、補足をさせていただきます。

以上です。

○議長（遠藤博昭君）

次に、日程の追加についてお諮りいたします。継続審査となっておりました議案第40号 永島幸夫議員に対する懲罰動議の審査結果について、懲罰特別委員長から報告が提出されました。本件を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第40号 永島幸夫議員に対する懲罰動議の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

それでは、議案第40号 永島幸夫議員に対する懲罰動議の件を議題といたします。

ただいま議題といたしました案件は、永島幸夫議員の一身上に関する件でありますので、地方自治法第117条の規定により、永島幸夫議員の退席を求めます。

〔永島幸夫議員退席〕

これから懲罰特別委員会における審査の経過並びに結果について、懲罰特別委員長の報告を求めます。懲罰特別委員長、川野栄美子議員。

○懲罰特別委員長（川野栄美子君）（登壇）

皆さんおはようございます。私は懲罰特別委員長といたしまして、本特別委員会に付託されました議案第40号 永島幸夫議員に対する懲罰動議について、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は令和6年6月21日、第3回市議会定例会において、永島幸夫議員に対し懲罰を科すことを求める動議が提出され、成立したことから、同日、本会議において設立されました、付託されました懲罰動議につきましては継続審査とし、今定例会の初日に中間報告を行いました。当委員会は6月21日、第1回委員会を開催し、その後、閉会中の審査も含め、合計10回の委員会を開催いたしました。委員会では会議録の精査や討議を行い、慎重審議の上、9月11日に採決に至り、本日は審査結果について御報告を申し上げます。

永島幸夫議員は、令和6年第3回市議会定例会の一般質問において、市長個人に向けて大

川の恥との言葉を発し、別の場面でも金持ち、貧乏人との言葉を用い、質疑を行いました。議員が議会において無礼な言葉を使用することは地方自治法第132条により禁じられ、大川市議会会議規則第150条において「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」と規定されています。永島幸夫議員の発言は、これら規定に違反するものであります。

委員からは多くの意見が出されましたが、皆様御存じのように、議会だより臨時号において及び今定例会初日に中間報告を行いましたので、要約して御報告をいたします。

委員の総意としては、大川市議会として永島幸夫議員に対し、今後、市議会議員は市民の代表であることを自覚し、議会人として地方自治法及び大川市議会会議規則の諸規定を遵守することを強く求めるというものであります。

当委員会では、永島幸夫議員には懲罰を科すべきであり、懲罰の種類については地方自治法第135条第1項第2号の規定による公開の議場における陳謝を科すべきものと、賛成全員で可決いたしました。また、それに伴う陳謝文についても、別紙のとおり決定いたしました。

懲罰特別委員会といたしましては、永島幸夫議員が真摯に反省し、二度とこのようなことが起こらないことを願うものであります。しかしながら、永島幸夫議員に至っては、懲罰審査・会期中であるにもかかわらず、インターネット上に掲載された特定の個人を誹謗中傷するような記事をプリントし、自分の名前が記載された封筒、（現物を示す）この封筒ですね。この封筒にて、地域の多くの役職者の方々などに送るなど、反省の色が全く見られません。委員長といたしまして、誠に誠に残念に思います。よって、これを付け加えておきます。

以上で懲罰特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（遠藤博昭君）

3番。

○3番（古賀寿典君）

今の内容について、どんな内容なのか、私、全然知りませんので、教えてもらえればと思います。（「何の内容」と呼ぶ者あり）その緑の袋の中に何が入っているのか、どういう内容なのかというのを分かれば教えてください。（「議長、いいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤博昭君）

許可いたします。懲罰特別委員長、川野栄美子議員。

○懲罰特別委員長（川野栄美子君）（登壇）

議長の許可を得ましたので、ここの中に何が入っているのか、見たいということでありま

すので、1つずつ、（現物を示す）こういうものが入っておりました。（現物を示す）それから、こういうものです。（現物を示す）それから、これですね。（現物を示す）それから、これです。（現物を示す）これが入っておりました。

以上でございます。

それでは終わります。

○議長（遠藤博昭君）

懲罰特別委員長の報告は終わりました。

これから懲罰特別委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。7番。

○7番（西田 学君）

反対です。

○議長（遠藤博昭君）

質疑。

○7番（西田 学君）続

討論やった。失礼しました。

○議長（遠藤博昭君）

質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告お願いいたします。

7番西田議員、賛成ですか、反対ですか。（「反対です」と呼ぶ者あり）反対。（「賛成討論」と呼ぶ者あり）13番、賛成討論。

ほかにいらっしゃいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、ただいまより討論の通告がありましたので、これを許可します。

まず、7番西田議員。

○7番（西田 学君）（登壇）

皆さんおはようございます。議席番号7番、西田学です。

先ほど懲罰委員長より委員長の発表がありました。それに対して古賀寿典議員が質問され

ましたけど、あれはよかったんですか。議長、あれはよかったんですか。

○議長（遠藤博昭君）

中身をお尋ねになっただけですから。

○7番（西田 学君）続

よかったですね。

○議長（遠藤博昭君）

はい。

○7番（西田 学君）続

私は反対です。というのが、市長が署名を受け取らなかったということに対して、ああいう発言をされた。そこがちょっと漏れとったということです。

それから、議場は討論の場です。議論の場です。できるだけ、私も今、勇気を持って発言しておりますけど、やっぱりいろんな発言、あまり抑え過ぎるべきではないというふうに思っております。

以上です。

○議長（遠藤博昭君）

次に、13番平木議員。

○13番（平木一郎君）（登壇）

皆さんおはようございます。先ほどの案について賛成討論をさせていただきます。

そもそも今回が初めてでこのような懲罰委員会を立ち上げたわけではございません。何度とかかわらず、議長も経験してあると思います。前議長である私、その前々議長である川野議員のほうも経験していることではありますが、彼の発言の内容というものは、度々ルールを犯した部分の発言が多々あっております。そのことで、多分、傍聴席にいらっしゃる皆さんも御存じのとおり、この議会の中で議長も最終日に修正を行いますとか、訂正を行いますとか、そういうことがあっておりました。

また、今から行う発言については、もし不必要であれば、議長のほうで判断していただいて、削除していただいても結構でございますが、そもそも永島幸夫議員のほうで当選されてから人権週間の講演会が文化センターであった次第ではありますが、そのときに外国の方たちがいらっしゃって、これは人権週間ですよ。お互いの人と人として分かち合う、またその認識し合うということが大事な部分であって、彼の発言のほうで郷に入れば郷に従えという話

の中で、当時いた区長さんたちや市民の方たちも非常に、議員として何でそういうことを言うのということでびっくりされたことだっております。

また、市長に対する暴言というのは、ここにいらっしゃる方たちもたくさん聞いていることだと思っております。そのたびに謝罪を申し込んで、謝罪も1回していただきましたけれども、今回の件というのも謝罪文は用意しておりました。しかし、こうやった感じで、ぶらぶらと来られて、しかも読めばいいとみたいな発言があった。到底今回の大川の恥というか、市長を名指しして大川の恥ということで認めたわけですので、それに対して私自身、あの文章では被害者である市長というのは到底納得ができなかったと思っております。

そういうことも思って懲罰委員会を立ち上げたわけでございますし、先ほど川野委員長のほうが懲罰にかかっているにもかかわらずということで発言されておりました。それは、その中で私自身個人で、これも議場と、今、議場の中ではありませんが、先週、大川コミセンのほうで、大川校区のコミセンですね、そこで運営委員会の会議がありました。私は欠席しておりますけれども、そこに参加された方から、きつく言っとってくれということを発言いただいております。

その内容というのは、私たちの同期である箴島かおる議員が、今、病気で、いろんなSNS、いろいろたたかれて、心を痛めて、今、体調を戻されて健闘されているわけでございますが、その箴島かおる議員は報酬をもらっているかというふうな質問があった際に、当時、内藤議員と永島幸夫議員が出席されていたということですが、内藤議員に至っては分からないという発言をされた。それで、永島幸夫議員というのはもらっているという発言をされてあったということです。

このことに関係しては、はっきりと申しておきますけれども、我々議員バッジです。ちゃんと法令にも書いてあることです。条例にも書いてあることだし、大川市議会の中でも書いてあることです。6か月以上出席をしない場合は報酬をカットすると、間違いなくそう書いてあります。議員たるもの、自分の観念で物を申したらいけません。必ず分からないことであれば、内藤議員が言われるように、分からない、知らないと言うのが我々議員として、人の上に立つ者たちとして当たり前ではないでしょうか。しかしながら、本人は、もらっている、2回。本当にもらっているのか、また1回。そういったことで言われたというのは事実でございます。

私はそういうふうに彼の発言かれこれ見ても、日頃から自分の勝手な観念、また間違い、

そういうことを発言されている内容を見て、私自身、この懲罰委員会にかけられたのは当たり前のことであり、そして今回、永島幸夫議員の一般質問の際に、本来、私たち懲罰委員会の中では最も厳しい判決を出すようなことだって意見としてあったのは事実でございますが、また一般質問でされるということで議長も考えた上ですけれども、この一般質問というのは議長の許可を得て発言をするというルールがあります。そういう中で、遠藤議長のほうに関しても、我々懲罰委員会にしても、もし一般質問されるのであれば、その中で、もしかしたら心が冷静になって、やっぱりそういう市長に対する暴言、そういったものに対して多少なりとも謝罪の言葉があるだろうと思っておりましたけれども、蓋を開けてみれば、この壇上のほうで自分のタイトル、またサブタイトルに対しての批判。しかも、議長の名前、そして運営委員会の個人の名前、そういうのを発言されて、とてもじゃないけど、反省している色は到底見えないことであり、非常に残念に思っているわけです。私たち懲罰委員会は、せめて一般質問を許すのであれば、その中で発言を、もしかしたらその謝罪の発言をされるだろうと思っていたのが事実でありまして、全く逆のことをされるということは、委員長が申したとおり、非常に私としても遺憾に思うことでございます。

よって、今回の件というのは、大川市議会としてルールをしっかり守った上で、この一般質問をやってもらいたい。先ほど西田議員の反対討論の中にありましたけれども、これは私たち議員が当選したら見ることができますけれども、「議員必携」という本があります。その中に、一般質問にわたっては建設的な討論、大所高所からの発言をする。そして、議長の許可を得てから一般質問するというように様々なルールがありますけれども、ルールを無視して発言している結果にしかなかったということでございますので、これはいま一度、この懲罰委員会の結果を見て、本人が猛省していただくことが一番の正しい案件だと思っておりますので、どうか皆様の御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（遠藤博昭君）

これをもって討論を終結し、これから採決いたします。

それでは、議案第40号 永島幸夫議員に対する懲罰動議について採決いたします。

本件に対する懲罰特別委員長の報告は、委員会起草による陳謝文により永島幸夫議員に陳謝の懲罰を科すことであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、永島幸夫議員に陳謝の懲罰を科すことは可決されました。

ここで永島幸夫議員の入場を求めます。

〔永島幸夫議員入場〕

永島幸夫議員、起立お願いいたします。

ただいまの議決に基づき、これより永島幸夫議員に対し、懲罰の宣告を行います。

永島幸夫議員に陳謝の懲罰を科します。

永島幸夫議員に登壇の上、陳謝文の朗読を命じます。登壇をお願いいたします。

○5番（永島幸夫君）（登壇）

それでは、申し述べます。

私、永島幸夫は、令和6年6月21日、市議会定例会の一般質問で地方自治法第132条及び大川市議会会議規則第150条に抵触する無礼の言葉を使用し、その他議会の品位を損なう発言をしました。

議場内での特定の人に対する誹謗中傷や不特定多数の人に不快感を与えるような発言については、今回だけでなく、過去にも再三にわたり注意を受け、発言の訂正や取消しをし、さらには議場及び議会だよりにて謝罪を行ったにもかかわらず、再びこのような事態に至ったことは、議会人としての自覚に欠け、自身を恥じて猛省しております。

このことにより、大川市議会の秩序を乱し、円滑な議会運営に支障を及ぼしたことは誠に申し訳なく、市長はじめ、執行部の皆様並びに市議会議員の皆様方はもとより、多くの市民、関係各位に不快な思いをさせました。ここに深くおわび申し上げますとともに、このような事態を起こし、処分を科せられることは当然のことであり、これを真摯に受け止め、二度とこのような発言をしないことを誓い、謹んで陳謝いたします。皆様本当に申し訳ございませんでした。

令和6年9月20日 大川市議会議員 永島幸夫

○議長（遠藤博昭君）

次に、総務委員会に付託しておりました議案第50号 令和6年度大川市一般会計補正予算を議題といたします。

これから総務委員会における審査の経過並びに結果について、総務委員長の報告を求めます。総務委員長、永島守議員。

○総務委員長（永島 守君）（登壇）

皆さんおはようございます。私は総務委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第50号 令和6年度大川市一般会計補正予算につきまして、本委員会における審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

説明によりますと、今回の補正は歳入歳出予算及び債務負担行為の補正を行おうとするものであり、その概要は次のとおりであります。

民生費には、生活保護システム改修業務委託料342万4千円が計上されております。

教育費には、文化センター施設工事費220万円が計上されております。

以上により、今回の補正総額は562万4千円となったところでございます。これらの財源といたしましては、歳出に見合う国庫支出金及び繰越金をもって充当するとのことでありませぬ。

債務負担行為の補正につきましては、藩境のまちリノベーション補助金について追加を行おうとするものでございます。

本委員会では、まず、10款6項4目文化センター管理運営費に関し、文化センター施設工事費の内容についてたどしましたところ、文化センターの空調設備機器の空冷チラー循環ポンプ機で5基のうち1基が故障しており、現在のところ十分稼働しているが、今後の安定的な稼働を考え、取替え工事を行う旨の答弁がなされました。

次に、債務負担行為の補正に関し、藩境のまちリノベーション補助金についてたどしましたところ、小保・榎津藩境のまちにおいて、空き家を大川らしい空間にリノベーションしようとする事業者に対し助成を行うものであり、今年度、事業者を募集していたが、応募がなく、再度募集を行うため、来年度中の事業完了が可能となるよう債務負担行為の設定を行うものである。1件を採択予定であり、複数の応募があれば審査を行い、決定する旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（遠藤博昭君）

総務委員長の報告は終わりました。

これから総務委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御

通告をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

それでは、議案第50号 令和6年度大川市一般会計補正予算を採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、文教厚生委員会に付託しておりました議案第41号 大川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について外4件を一括議題といたします。

これから文教厚生委員会における審査の経過並びに結果について、文教厚生委員長の報告を求めます。文教厚生委員長、平木一朗議員。

○文教厚生委員長（平木一朗君）（登壇）

皆様おはようございます。私は文教厚生委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第41号 大川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について外4件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、議案第41号 大川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、令和6年12月2日から健康保険被保険者証が発行されなくなることに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

内容といたしましては、令和6年12月2日以降、現行の健康保険証が新規で交付できなくなるため、マイナンバーカードを取得されていない方やマイナンバーカードに保険情報をひもづけされていない方へは被保険者証の代わりに資格確認書を交付し、既にマイナンバーカードに保険情報をひもづけされている方には資格情報のお知らせ文書を交付するものであります。

委員会では、マイナンバーカードの中に保険証の機能を入れたほうがより便利になるのかただしたところ、医療機関ではマイナ保険証による受付ができる機械の導入が進んでおり、将来的にはマイナ保険証に統一される方向であるため、できれば早いうちにマイナンバーカードを取得していただきたい旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第43号 令和5年度大川市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御報告申し上げます。

本会計における令和5年度の決算額は、歳入総額45億1,436万4,569円に対し、歳出総額42億9,434万9,216円で、差引き残額は2億2,001万5,353円となったため、翌年度へ繰越しを行ったものであります。

委員会では、まず、歳出の2款4項1目出産育児一時金に関し、令和5年度の給付件数が令和4年度と比べて26件から12件へと半減している理由についてただしたところ、市全体での妊娠届出数は令和4年度が166件、5年度は153件で10件程度の減である。令和4年10月から社会保険の適用事業所が拡大して、生産年齢人口においては社会保険への加入が増えていることも要因の一つと考えられる旨の答弁がなされました。

次に、歳入の6款1項1目保険給付費等交付金に関し、マイナ保険証に統一されることにより、保険証やお知らせの通知などにも影響してくると考えられるが、郵送料や封入封緘の業務等の経費は一般会計から繰り入れるのかただしたところ、通常の業務は一般会計から繰り入れることもあるが、例えば、保険証を簡易書留で送る郵送代などは県繰入金2号という形で交付金が充てられている。ただし、保険証の送付については、郵送代、封入封緘に要する経費など、その内容によって交付金があるものと一般会計から繰り入れするものがある。基本的な事務経費については、交付金を受けられる分は受けた上、受けられない部分については一般会計から繰り入れを行っている旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

次に、議案第44号 令和5年度大川市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について御報告申し上げます。

本会計における令和5年度の決算額は、歳入総額6億5,202万7,391円に対し、歳出総額6

億4,685万4,487円で、差引き残額は517万2,904円であります。

委員会では、後期高齢者は年齢的なこともあり、滞納してしまうと不納欠損などにもつながりやすく、それぞれの事情もあり、徴収の苦労があるのではないかとただしたところ、公平性の観点から丁寧に説明を行い、徴収が難しいケースもあるが、そのような場合も話を重ね、理解を得ながら分割でも納めていただくようにしている。また、例えば、年金だけで生活している方が大きな病気をすると、ふだんの生活費以上の金額がかかるため、そのような点も配慮しながら取り組んでいる状況である旨の答弁がなされました。

委員からは、相談に乗れる体制で、所管に関係なく、側面からの支援ができる行政であれば、ますます公正公平な対応ができると思う。苦労はあるかと思うが、口座振替を推奨し、漏れがないようにして、フォローもしっかりとお願いしたい旨の意見が開陳されました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

次に、議案第45号 令和5年度大川市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御報告申し上げます。

本会計における令和5年度の決算額は、歳入総額40億8,997万9,445円に対し、歳出総額39億589万7千円で、差引き残額は1億8,408万2,445円であります。

委員会では、まず、歳出の1款3項介護認定審査会費に関し、年間の認定審査判定件数が令和5年度は4年度より2倍近く増えている原因についてただしたところ、コロナ禍のときは感染予防対策として認定有効期間が特例的に延長されていたが、令和5年度からは通常に戻して認定を見直すことにより、件数が増えている状況である旨の答弁がなされました。

次に、歳出、5款2項1目一般介護予防事業費に関し、認知症予防事業（あたまとからだの健康教室）の経費や実施状況についてただしたところ、令和5年度から物価高騰に伴い、委託事業所の1.5倍近い人件費増で開催し、負担が大きくなった。その一方、利用者がなかなか集まらないという課題がある。よい事業であり、来ていただくと、認知機能やフレイルの度合いが改善され、リピーターにもなられるが、自己負担額500円を負担してまで行きたくないなど、特に男性の参加が少ない状況にあるため、多くの方に参加をしていただきたい旨の答弁がなされました。

さらに、委員からは、この成果は十分拝見させていただいているが、この事業に来られない方に来ていただく工夫が必要である。介護予防はコミュニケーションや会話を楽しむこと

が前提で、男性もいろいろな趣味の延長線で、例えば、将棋やトランプなどを開催した後で事業に参加していただくなどの試みも必要である旨の意見が開陳されました。

次に、歳入、4款2項5目介護保険保険者努力支援交付金に関して、予算よりも収入済額のほうがかかなり多く上がっているのはよいことだが、努力とは何か基準があるのかただしたところ、努力支援交付金にはいろいろな評価項目があり、それを大川市がどれぐらい実施しているのか、全国的にどの位置にあるのか、評価点数に応じて支払われるものである。具体的な国の平均が413点で、大川市は565点ということで、より多くの交付金をいただいている旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

次に、議案第51号 令和6年度大川市介護保険事業特別会計補正予算について御報告申し上げます。

今回の補正は、介護給付費準備基金積立金及び令和5年度介護給付費国庫負担金等の精算に伴う返還金に要する経費といたしまして、計1億8,247万8千円を補正し、歳入歳出予算の総額を40億3,447万8千円とするもので、これらの財源といたしましては、繰越金をもって充当するとのことであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

○議長（遠藤博昭君）

文教厚生委員長の報告は終わりました。

これから文教厚生委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第41号 大川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決

いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号 令和5年度大川市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第44号 令和5年度大川市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第45号 令和5年度大川市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第51号 令和6年度大川市介護保険事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長の報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、産業建設委員会に付託しておりました議案第46号 令和5年度大川市水道事業会計

決算認定について外3件を一括議題といたします。

これから産業建設委員会における審査の経過並びに結果について、産業建設委員長の報告を求めます。産業建設委員長、川野栄美子議員。

○産業建設委員長（川野栄美子君）（登壇）

私は産業建設委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第46号 令和5年度大川市水道事業会計決算認定について外3件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、議案第46号 令和5年度大川市水道事業会計決算認定について及び議案第48号 令和5年度大川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、関連しておりますので、一括して御報告申し上げます。

説明によりますと、まず、議案第46号 令和5年度大川市水道事業会計決算認定について、令和5年度の水道事業の財政状況は、収益的収支の総収益が6億8,317万5,327円に対し、総事業費は6億6,278万4,198円で、これにより純利益として2,039万1,129円が生じております。

次に、資本的収支の収入は1億7,149万2,926円、支出は3億9,485万3,219円で、差引き2億2,336万293円の不足が生じており、不足額は当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金等で補填されております。

次に、議案第48号 令和5年度大川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、令和5年度の未処分利益剰余金1億6,007万9,834円のうち、3,431万2千円を建設改良積立金に積み立てて、6,854万5,785円を資本金に組み入れ、残余を繰り越すものであります。

委員会では、近隣市と比較した大川市の水道料金についてただしたところ、大川市は近隣市のように自己水源がないため、水道水の全量を福岡県南広域水道企業団から購入しているなどの理由により、このような料金体系である旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、議案第46号は原案のとおり認定すべきもの、また、議案第48号は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第47号 令和5年度大川市下水道事業会計決算認定について及び議案第49号 令和5年度大川市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、関連しておりますので、一括して御報告申し上げます。

まず、議案第47号 令和5年度大川市下水道事業会計決算認定について、令和5年度の下水道事業財政状況は、収益的収支の総収益が4億9,892万7,828円に対し、総費用は4億4,659

万216円で、これにより純利益として5,233万7,612円が生じております。

次に、資本的収支の収入は3億209万6,068円、支出は5億2,321万9,173円で、差引き2億2,112万3,105円の不足が生じており、不足額は当年度分損益勘定留保資金等で補填されております。

次に、議案第49号 令和5年度大川市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、令和5年度の未処分利益剰余金1億32万7,520円のうち、4,992万2,387円を減債積立金に積み立て、4,344万7,579円を資本金へ組み入れ、残余を繰り越すものであります。

委員会では、下水道整備事業の進捗状況についてただしたところ、第1期計画で386ヘクタールを整備目標値として掲げており、今後も着実に事業を進めていきたい旨の答弁がなされました。

次に、水処理センター増設工事についてただしたところ、令和6年度から令和9年度の4か年で13億円程度の予算で整備を行おうと考えており、現在では日本下水道事業団で土木工事に関する入札を行っている状況であり、今後も予定どおりに整備を進めていきたい旨の答弁がなされました。

委員会からは、下水道事業が黒字になることはなかなかないため、市からお金を補填している。今後、新たな下水道整備を広げていく中で、人口減少などにより、水道水の使用量が減ることで、ますます収益が減ることも予測されるため、将来の計画をしっかりと立てていただき、上下水道ともよい決算ができるように努力をしていただきたい旨の意見が開陳されました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、議案第47号は原案のとおり認定すべきもの、また、議案第49号は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、報告を終わります。

○議長（遠藤博昭君）

産業建設委員長の報告は終わりました。

これから産業建設委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

次に、議案第46号 令和5年度大川市水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第47号 令和5年度大川市下水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第48号 令和5年度大川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号 令和5年度大川市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、決算特別委員会に付託しておりました議案第42号 令和5年度大川市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これから決算特別委員会における審査の経過並びに結果について、決算特別委員長の報告を求めます。決算特別委員長、永島守議員。

○決算特別委員長（永島 守君）（登壇）

私は決算特別委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第42号 令和5年度大川市一般会計歳入歳出決算認定につきまして、本委員会における審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

なお、決算特別委員会におきましては、遠藤議長も議長の立場で参加され、また議員多数が傍聴参加されております。審査の過程におきましては、各款にわたり、多くの質疑、意見等が交わされました。委員長報告につきましては、私のほうで主なものを取りまとめさせていただきますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

決算規模並びに収支の状況については、歳入が186億5,508万9千円、前年度と比較して1億2,927万4千円、率にして0.7%の減、歳出が183億1,473万9千円で、同じく前年度と比較して3,947万8千円、率にして0.2%の増となっております。

以下、委員会で交わされました質疑、意見の主なものにつきまして、歳出から申し上げたいと思います。

まず、2款1項15目大川リビルディング事業費に関する新たなマーケットの創出や、価値の再発見などによるこれまでの成果と今後の見通しについてただしましたところ、市場開拓などについて事業者の支援を行っており、大川市公式オンラインショッピングサイトの売上げも伸びてきている旨の答弁がなされました。

委員からは、この事業は今後の大川にとって大変重要であり、この中でしっかりと大川のイメージ戦略を行っていただきたい旨の意見が開陳されたところでございます。

次に、3款2項1目児童福祉総務費の放課後児童健全育成事業に関し、運営団体の一元化に取り組んだ成果などについてただしましたところ、令和6年度から市内8小学校区学童保育所の運営団体を一元化し、事務処理や職員を集中管理する事務局を社会福祉協議会に設置した。目的としては、支援員等の処遇を改善し、児童に向き合う保育時間と必要な人材を確保し、安定的な運営を目指すものである。成果としては、支援員の処遇改善を行っているため、人材確保という点で一定の改善ができており、事務処理の集中管理により現場の支援員の負担軽減が図られ、児童の保育に専念できる環境ができたのではないかと考えている。課題としては、学童保育ニーズが依然として大きいため、希望する児童を受け入れられない可能性がある。今後は希望する児童をできるだけ多く受け入れるため、努力を行っていきたいと答弁がありました。また、支援員の交流についても、支援員が休暇等を取得して人員が不足する場合などもあるため、そのような機会において、現在、学童保育所間で交流を行って

いる旨の答弁がなされました。

次に、4款1項5目環境保全費の公害対策費に関し、河川等水質調査結果及び地下水水質調査結果の公表の仕方についてたゞしましたところ、調査結果については、年度末に市ホームページによって公表している。地下水については、各校区の地下水を1か所ずつ検査し、住民に周知すべき場合は、その行政区の区長並びに検査地点から半径300メートル程度に入る行政区の住民にチラシを配布することにより調査結果についての報告を行い、注意を促す広報を行っている旨の答弁がなされました。

次に、6款1項3目農業振興費に関し、被災園芸産地改植等支援事業費補助金の事業内容と豪雨による被害状況についてたゞしましたところ、県の単独事業として、令和5年梅雨前線豪雨により被災された農業者に対し、農業の再開に必要な種や肥料代などの生産資材の購入経費の2分の1を支援する事業であり、イチゴ農家2件、アスパラガス農家7件、青ネギ農家5件、露地野菜農家1件の計15件の農家に対し支援を行っている旨の答弁がなされました。

次に、7款1項4目観光費に関し、大川看板商品開発・PR事業補助金の事業成果と今後の進め方についてたゞしましたところ、令和4年度から開始した当事業では、タレ付け唐揚げの開発により、4年度に9店舗、5年度に2店舗が新たに提供店に加わり、事業開始前の2店舗を含めて計13店舗となっている。大川木工まつりや大野島で開催されるシマンマルシェなどの市内のイベントの出店や中津市のからあげフェスティバルにも参加しており、「大川の駅」でも看板商品となるように引き続きPRを続けていきたい旨の答弁がなされたところでございます。

次に、8款5項1目都市計画総務費に関し、大川市地域公共交通協議会負担金の内容についてたゞしましたところ、現在、赤字路線のバスの運行に市がかなりの補助を行っており、国からも交付税として負担をいただいているが、国からの指導により、法定協議会を立ち上げて地域公共交通計画を策定しなければ、今後、バス事業者が国からの補助を受けられなくなるため、令和5年度に大川市地域公共交通協議会を設置した。今後は、この協議会で大川市の公共交通についてどのような政策を行うかを協議していく。また、今年度に限り、大川市地域公共交通計画策定費用を負担している旨の答弁がなされました。

次に、8款5項5目公園費及び8款5項6目緑化推進事業費に関し、大川中央公園をはじめとした緑化推進についてたゞしましたところ、大川中央公園リニューアルのコンセプトは

開放感あふれる都市公園であり、現在、新たな植栽について考えていない。緑化推進事業のメインとなるものは大川市生垣づくり奨励補助金であり、昨年は1件の補助であった。そのほか、市の予算以外に緑の募金を活用した事業を行っており、具体的には、地域からの申請に基づき、苗木等の配布を行っている。令和5年度の実績では、行政区や学校等から21件の申請があり、73万2,389円分の苗木を配布し、地域の緑化推進に努めている旨の答弁がなされたところでございます。

次に、10款1項2目事務局費の教育相談・不登校対策事業に関し、高校進学についてはどのような支援を行っているかただしましたところ、令和5年度から始めた不登校兆候を示す子どもとともに歩む会において、子どもと保護者を招いて、定時制高校の先生などに直接来ていただき、説明やいろいろな話をさせていただいている。30名ほどの親子の参加があり、進路に非常に興味を持たれている。今後も先進地の取組なども参考にしながら、よりよい支援を行いたい旨の答弁がなされたところでございます。

さらに、委員からは、市で行う教育相談などは中学校を卒業するまでの児童・生徒が対象なのか、また中学校卒業後の子どもたちの不登校などの教育相談窓口はどのようになっているのかただしましたところ、市の教育相談は中学校までだが、いろいろな相談窓口があることをお知らせして対応している。また、福祉事務所で「りらくすぺーす」を開設しており、中学校を卒業した子どもたちも受入れができるため、市全体で連携して支援を行っていききたい旨の答弁がなされました。

次に、10款6項1目社会教育総務費の地域学校協働活動事業の「おおかわ寺子屋」に関し、現状と成果及び今後の課題についてただしましたところ、地域学校協働活動事業の一環として行われている「おおかわ寺子屋」事業は、大川桐英中学校と大川桐薫中学校の放課後を活用し、学校の施設内に中学生が集まり、地域の方や大学生のボランティアの支援を受けながら自主学習や宿題を行っている。中学生の参加人数は165名で、全生徒の25%に達し、令和4年度より参加者は増えている。有償の支援員の謝金は全体で27万円程度で、延べ142名の支援員に参加していただいている。今のところ支援員の数に特に不足は感じていないが、中学生と地域の大人たちとの関わりが今後の地域コミュニティにも影響を与えると考えているため、今後も多くの方に参加を呼びかけ、より充実した支援体制をつくっていききたい旨の答弁がなされました。

次に、歳入に関して申し上げます。

13款1項7目土木使用料に関し、土地水面使用料について、不納欠損や収入未済額が出ているが、大切な財源であり、口座振替によることで防げるのではないかとたどしましたところ、個人で水路に橋を架けた場合などの占用料であり、1年に1度、納付書を送付し、納めていただいている。現在、3割程度が口座振替であり、新規の申請については口座振替をお願いしている旨の答弁がなされたところでございます。

最後に、総括質疑において、各委員から意見や要望等が述べられましたので、簡潔に紹介させていただきます。

人口減少、高齢化のさなか、自主財源をどう確保するかが大きな課題である。「大川の駅」にしても、大川市が生き残るためににぎわいをもう一度取り戻そうということであり、市民に対してしっかりとその部分の説明をお願いしたい。

また、今回の決算においては民生費が増加しており、重層的支援体制の必要性を強く感じた。相談体制の充実や横の連携強化など、今後も市民にしっかりと寄り添った支援体制の構築をお願いしたい。

大川市は今後さらに農業政策に力を入れるべきであると感じた。また、農業は男女共同参画であり、男性、女性、どちらも頑張っている。女性ももっと前に出られるようになればと思っている。特にこれから「大川の駅」ができるので、ぜひ農業関係者には頑張ってもらいたい。

地域も役所も明るく笑顔になることが一番大事だと思う。子どもたちのために、将来ある人たちのために何をするのが私たちの課題であるのか、「大川の駅」についてもどのようにすれば人を呼べてにぎわいをつくることのできるのか、みんなが笑顔になるような施設となるよう共に頑張っていきたい。

この1年、議会ではハード事業に関する議論が多かったように思うが、ソフト事業に目を向けると、大川市は非常に人に優しい行政が行われていると感じる。重層的な支援事業や子育て支援、また教育においては地域学校協働事業などすばらしいものがある。ハード事業は一つの手段であり、一部分でしかなく、「大川の駅」にしても、市民の幸せを願って、にぎわい、稼ぐ力を取り戻したいとの強い思いで取り組んでいるのであり、職員は自信を持って仕事をしたい。

近頃の議会はどうなっているのかという意見を市民からいただく。以前は意見に違いこそあれ、打ち解け、話ができる雰囲気であったが、「大川の駅」は負の遺産になるなど言われ

ている方もいるが、このようなことが続くことにより、国、県の支援、信頼関係を損ない、市民サービスにも今後影響が出ていることを危惧している。人口減少、高齢化が進む今こそ、後世のためにどうあるべきか考えなければならない。みんなで力を合わせ、一緒になってやる。そのような政策こそ一番いい結果が出ると思っている。議会、行政が一丸となって後世を築いていきたい。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、賛成全員で本案は原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

以上で私からの報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（遠藤博昭君）

決算特別委員長の報告は終わりました。

これから決算特別委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

それでは、議案第42号 令和5年度大川市一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を決算特別委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は決算特別委員長報告のとおり認定いたしました。

次に、会議録署名議員を指名いたします。

3番古賀寿典議員、4番馬淵清博議員、以上2名を指名いたします。

以上で本定例会の議事は全て終了いたしました。

ここで私から申し上げたいことがございます。

去る9月5日の西田議員の一般質問終了の際、市長から、後刻、議事録を精査し、西田議員に見ていただき、事実ではないことは会期中に取消しをお願いしたい旨の発言がありまし

たが、西田議員は会議録の確認と発言の取消または訂正を拒否されました。大川市議会会議規則第65条の規定では、会期中の発言は取消または訂正ができることになっていますが、これは発言者本人からの申出があることが前提であります。したがって、今回の西田議員の発言については会議録にそのまま記載いたします。

しかしながら、今回の件につきましては、西田議員は御自身が信頼する方から聞かれて、当然事実である、間違っていないという認識の下、発言されているんでしょうが、そこには事実と異なることが加わっていたり、肝腎なことが抜け落ちていたりしていないでしょうか。人づてに聞いた話というのは、その方に悪意はなくとも、誤って伝わってしまうことがしばしばあります。

念を押します。人から聞いた話を一切してはいけないと言っているわけではありません。少なくとも公の立場にある我々は、議場ではそのようなレベルの話をあたかも事実、真実であるという前提の下、核心の部分においてすべきではないと思います。これは西田議員お一人に申し上げているものではありません。議員一人ひとり、改めて御自身の発言を顧みていただきたいと思います。

執行部の皆様方は、我々議員に対しては丁寧に言葉を選びながら答弁していただいております。これは言葉少なにという意味ではありません。議会の品位を保つために、我々議員に敬意を払っていただいているということです。市長をはじめ、執行部の皆様方には、今後、時にはちゅうちょなく議員の至らない点を御指摘いただき、互いに切磋琢磨できる関係を築いていけることを願ってやみません。

なお、これから特にしっかり聞いていただきたい。西田議員は一般質問の中で、市は国際医療福祉大学に6年ほど前、大川南中校舎の解体費用として約8,000万円、これを6回、計5億円を提供したと発言されましたが、同大学は薬学部を開設するに当たり、10億円以上の補助金を要望されました。市は地域活性化と経済効果を考え、大学が希望されたグラウンドや体育館を含めた大川南中全体を無償譲渡することに加え、現金5億円を6年間で分割して支払うことにしたものであります。大川南中全体の評価は6億円でしたが、解体費用見込額1億円を差し引いた額の5億円と現金5億円で要望額の10億円になると考えたものであります。このことは平成29年8月の各委員協議会、定例議員協議会で執行部が説明されたものでありますので、西田議員のその件に関する発言は誤りであることを申し添えます。

以上、私からの発言であります。

ここで市長から発言の申出がっておりますので、この際、お願いいたします。市長。

○市長（倉重良一君）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

まずもって、議員の皆様には、今定例会に提案をいたしました全ての議案につきまして、慎重御審議の上、御議決を賜りましたことを改めて厚く御礼を申し上げます。また、審議の過程で議員の皆様から賜りました貴重な御意見、御助言等につきましては、今後の市政運営に生かしてまいりたいと考えておりますと普通なら申し上げるところではございますが、私の今任期中、最後の定例会でございます。2期目となりました今期につきましては、コロナ禍のスタートでございました。休業店舗補償金、それからワクチン接種など、議会の皆様との信頼の下、たくさんの専決処分をお認めいただくことで、スピード感を持って市民の皆様へ安全・安心を提供できたのではないかと考えております。

しかしながら、今、2期目の終わりを迎えて、残念ながら本日の定例会でもございましたように、一部議員の皆様におかれましては、議場が言論の府であるという自覚なき言動があるように見えてなりません。私は大川市を「垣根を越えて、成長するまちへ」、そして、安全で楽しいまちにしていきたいと強く強く考えております。「大川の駅」はもとより、大川Rebuilding（リビルディング）事業、そして、様々にお困りの方々に重層的支援体制整備でもって漏れなく市民サービスを向上させていきたい、福祉や教育の施策も前に進めていきたいと思っております。そして、それを真つ当な議論の中で作り上げていきたいと思っております。そしてまた、それができるのは私しかいない、そんな思いの中で次の定例会にも必ず戻ってくることを、そのために全力で努力していくことをここに申し上げて、閉会の御挨拶といたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（遠藤博昭君）

これにて令和6年第4回大川市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時48分 閉会

以上、会議の次第は、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

大川市議会議長 遠藤博昭

大川市議会議員 古賀寿典

大川市議会議員 馬淵清博